2026 年 6 月 27 日

司法令６－９

労働基本権に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No. 17］から［No. 19］）

ア．労働基本権は、国との関係において勤労者に認められる権利であることから、勤労者が正当な争議行為によって使用者に損害を与えた場合は、何らかの立法措置がない限り、勤労者にその損害賠償責任を免れさせることはできない。［No.17］

イ．最高裁判所の判例の趣旨に照らすと、憲法第２８条は、勤労者に対し、その目的を問うことなく広く団体行動をする権利を保障するものであるから、私企業の勤労者が専ら自衛隊の海外派遣に反対する目的でストライキを行うことも、同条で保障される。［No.18］

ウ．最高裁判所の判例の趣旨に照らすと、勤労者が、自らが稼働する工場の施設を占拠し、使用者の指揮、命令を排除して、自ら生産活動等の業務を遂行することは、それが社会通念上、不当に長時間に及ぶものではないとしても、正当な争議行為には当たらず、違法である。［No.19］

正解　ア２，イ２，ウ１

肢ア

争議行為が，正当なものであれば，賠償責任を免れさせることはできる。

対使用者と関係で保障。２８条，直接適用が予定されている。

肢イ

目的は対使用者。目的を問うことなくは難しい。

自衛隊の海外派遣，労働者の地位向上とは関係ない。

肢ウ

生産管理は，できない。

企業経営の権能を権利者の意思を排除して行う行動。

認められない。労働力の提供を止めるまで。

司法令６－１０

刑事補償請求権に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.20］）

ア．刑事補償請求制度は、憲法第３１条以下の刑事手続に関する諸権利の保障によってもなお生じる国民の不利益に対する補償を定めたものであって、公務員の違法行為や故意・過失の有無に関わりなく、結果に対する補償請求を認めており、抑留又は拘禁された後、結果として無罪の裁判を受けた者に対し、相応の補償をすることによって、公平の要請を満たそうとするものである。

イ．最高裁判所は、緊急逮捕され少年鑑別所に収容された後、非行事実が認められないという理由で不処分決定を受けた少年が行った刑事補償請求につき、不処分決定は刑事訴訟法上の手続とは性質を異にする少年審判の手続における決定であることなどを理由として刑事補償の対象となる「無罪の裁判」には当たらないと判示した。

ウ．最高裁判所は、抑留又は拘禁された後、起訴されずに釈放された者は刑事補償の対象とならないが、不起訴となった事実に基づく抑留又は拘禁であっても、そのうちに実質上は無罪となった事実についての抑留又は拘禁であると認められるものがあるときは、その部分の抑留及び拘禁は刑事補償の対象となると解している。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　１

肢ア　○

刑事補償は，公務員の違法，故意，過失の有無にかかわりなく，抑留拘禁後に無罪の裁判を受けたという事実に対してなされる。

本来，人身の自由に対しては，お金で変えられるものではない。

しかし，肢にあるように，相応の補償で，公平の要請を満たそうとする。

肢イ　○

無罪の裁判にはあたらない。

緊急逮捕，少年鑑別所に送られた後，不処分決定。

人身の自由が制限されたという事実はある。ただ，無罪の裁判はない。

このような場合でも，刑事補償すべきか。すべきではない。

少年の様子を見て，非行事実を調査する必要性がある。

少年鑑別所は，家庭裁判の審判を行うために観察，調査する場所。

ある程度，数もあるし，目的にも合理性がある。都度，刑事補償を要求しては，制度目的の妨げになることが考えられる。むしろ，国民の濫用のおそれがありそう（特に親）。

無罪の裁判ではない。

肢ウ　○

起訴されず釈放され者は，刑事補償の対象とならない。無罪の裁判ない。

実際，起訴猶予と判断される場合もあるので，刑事補償とするのはまずい。

実質，不起訴の理由が，無罪の場合は，刑事補償の対象となる。

確かに形式的には無罪の裁判はない。

しかし，全く補償不要とすると，国家権力の濫用の恐れがあると思われる。

司法令６－１１

法の支配に関する次のアからウまでの各記述について、ｂの見解がａの見解の根拠となっている場合には１を、そうでない場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No.21］から［No.23］）

ア．ａ．イギリスで２０世紀までに成立した法の支配は、制定法とコモン・ローを中心とした「正規の法」による支配を意味しており、裁判所による法の適用を保障することを要求している。

ｂ．イギリスでは、１７世紀の国会と国王との抗争を経て、国会が主権を有するという観念が確立された。［No.21］

イ．ａ．１９世紀後半のドイツにおいて採用されていた法治国家概念は、今日では、形式的法治国家論であると批判されている。

ｂ．１９世紀後半のドイツにおいては、法律の留保の下、行政権が国民の権利を制限し、又は義務を課すには法律の根拠が必要とされたが、法律がどのような内容を伴っているかは問題とされなかった。［No.22］

ウ．ａ．現在の立憲主義国家の多くは、統治原理として法治主義を掲げる場合であっても、その内実は、法の支配原理とほぼ同じ意味を持つようになっている。

ｂ．現在の立憲主義国家の多くは、国民主権原理を採用している。［No.23］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア　×

ｂ．イギリスでは、１７世紀の国会と国王との抗争を経て、国会が主権を有するという観念が確立された。

だから

ａ．イギリスで２０世紀までに成立した法の支配は、制定法とコモン・ローを中心とした「正規の法」による支配を意味しており、裁判所による法の適用を保障することを要求している。

意味はとれない。コモン・ローは判例法。国会が主権を有するとすれば，判例法（コモン・ロー）は入らないはず。

コモン・ロー：イギリスで，通常裁判所により判例の形で集積された法体系。ノルマン朝の１２世後半から蓄積された。

肢イ　○

ｂ．１９世紀後半のドイツにおいては、法律の留保の下、行政権が国民の権利を制限し、又は義務を課すには法律の根拠が必要とされたが、法律がどのような内容を伴っているかは問題とされなかった。

だから，

ａ．１９世紀後半のドイツにおいて採用されていた法治国家概念は、今日では、形式的法治国家論であると批判されている。

意味取れる。

形式的法治国家論，国家権力の発動と限界を議会の定立した法律によって規範とし，裁判所によって法律秩序を維持しようとする国家をいう。
肢のように，とにかく法律があればよいという話。悪い法律でも，あれば，不当な権利の制約や，義務を課すことができてしまうという問題がある。

肢ウ　×
ｂ．現在の立憲主義国家の多くは、国民主権原理を採用している。

だから

ａ．現在の立憲主義国家の多くは、統治原理として法治主義を掲げる場合であっても、その内実は、法の支配原理とほぼ同じ意味を持つようになっている。

現在の法治主義，実質的法治主義。
法律が必要であることは，形式的法治主義とかわらない。
ただ内容が，個人の尊厳を最高の価値として，憲法をもって基本的人権を保障し，裁判所を通して保障を確保するという国家

一方で，法の支配の法というのは，成分法という話ではなく，もっと抽象的な法（自然法）

このような意味で，法治主義と法の支配は区別される。

司法令６－１２

天皇に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.24］）

ア．摂政は天皇の法定代理機関として、天皇の名で国事行為を行うが、摂政を置くのに天皇の同意は必要ない。

イ．最高裁判所は、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であることを根拠に、天皇には民事裁判権は及ばないとした上で、天皇を被告とする訴えは、訴状を却下すべきであるとした。

ウ．天皇が国会の指名に基づいて内閣総理大臣の任命を行う場合の助言と承認は、総辞職をした内閣が行う。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　１

肢ア　○

同意はいらない。天皇の代わりに，権限が行使されるので，同意いるのでは。不都合。

そもそも，摂政は，天皇が，未成年，精神，身体の重患なので，国事が取れないときに置かれる（皇室典範１６条)。天皇同意を要するとなると，しないときに国事が停滞してしまう。不要。

問題文から，法定代理機関・法定の意味。任意とは異なる。本人の意思は入らない。

肢イ　○

天皇に民事裁判権は及ばない。象徴としてふさわしくない。

民事責任はあるが，民事裁判権は否定。

肢ウ　○

内閣総理大臣が任命されるまでは，職務を行う。指名の段階では，任命はまだ。
助言と承認は，総辞職後の内閣が行うことになる。

政治的な空白を作らないようにする。

第７１条
前２条（解散・総辞職）の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

司法令６－１３

政党に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は、［No.25］）

ア．政党は、議会制民主主義を支える上で重要な存在であるが、憲法は政党に関する特別の規定を置かず、また、現行法では、公職選挙法、政治資金規正法等の法律が、それぞれの法律の目的に応じて政党に関する定めを置いているにすぎない。

イ．政党助成法は、国が政党に対し政党交付金による助成を行い、その使途の報告等の措置を講ずることで民主政治の健全な発展を図ろうとするものであるが、助成の対象となる政党には一定の議員数又は直近の国政選挙での得票数が必要とされるため、既成政党が優遇されているとの批判がある。

ウ．政党の名簿に基づいて選出された議員であっても、全国民の代表であることにほかならないから、比例代表選出の国会議員が、当該選挙時に名簿を届け出ていた他の政党に所属することになった場合であっても議員資格は失わない。

１．ア○ イ○ ウ○　　２．ア○ イ○ ウ×　　３．ア○ イ× ウ○
４．ア○ イ× ウ×　　５．ア× イ○ ウ○　　６．ア× イ○ ウ×
７．ア× イ× ウ○　　８．ア× イ× ウ×

正解　２

肢ア　○

政党，憲法上，承認説に立つ。

憲法上の規定はないが，議会制民主主義を支える上で，存在を予定している。

法律に規定がある。

なぜ，存在を予定しているのか。

国会の議決が両議院の過半数で成立するので，民意を集約する組織の存在が必要になるから。（５９条１項）

肢イ　○

政党助成法は，肢のように既成政党優遇の批判はある。

ただ，実際，財源は限られている。有効に活用するには，国民の信任が得られている政党である必要があるように思われる。

ただ，近年においては，インターネットの活用により，限られた財源のなかで新たに政党助成の要件を満たす政党もでてきている。

肢ウ　×

比例代表の場合で，他の党に移った場合，議員の資格を失う。比例代表の場合，政党の信任で当選した側面が強いと考えられるので。

司法令６－１４

議院の権能に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には１を、誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に［No.26］から［No.28］）

ア．国政調査権には司法権の独立の要請からの制約があるところ、司法に対する調査については、裁判官に対して及ぼす影響力に十分配慮する必要があり、裁判官の裁判活動に事実上重大な影響を及ぼすような調査は許されないから、現に裁判が係属中の事件につき裁判官の訴訟指揮、裁判手続を対象とした調査は許されず、行政監督目的に基づき、裁判所で審理中の事件の事実と同一事実について、裁判と並行して行う調査も許されない。［No.26］

イ．両議院は、各々、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができ、現行法上、公開議場における戒告、公開議場における陳謝、一定期間の登院停止及び除名の４種類の懲罰が規定されているところ、懲罰は院内の秩序の維持に関連して議員に科される制裁であり、議員の院外での行動は懲罰の対象とはならず、議員が正当な理由なく召集に応じない場合であっても懲罰の対象とはならない。［No.27］

ウ．議院規則と国会法の関係についていずれが優位するかの対立の前提として、院内手続準則につき国会法との競合的所管が認められるか争いがあるところ、これを認めず院内手続準則は議院規則の排他的所管と解する立場からは、国会法所定の院内手続部分については、違憲無効と解するほかない。［No.28］

正解　ア２，イ２，ウ２

肢ア　×

国勢調査権，補助的権能説。東京地裁昭５５．７．２４百選１７１

司法権との関係では，司法権の独立に配慮。

行政（検察権）との関係の並行調査は，原則として許される。

ただ，例外として，検察権でも，司法権の独立，刑事司法の公正に影響を与える場合，制約。

肢イ　×

議員が正当な理由なく召集に応じない場合であっても懲罰の対象とはなる。

来ないことが，院内の秩序に影響与える場合もある。

懲罰の対象となる。

実際に，近年，議員が除名された例も現れた。

肢ウ　×

院内手続準則は議院規則の排他的所管と解する立場からは、国会法所定の院内手続部分についても合憲と解釈する余地はある。

この規定は，拘束力はないが，両議院の「紳士協定」とみなすことも可能。

違憲判断は，回避したいところ。